



競泳競技規則

2014年

一般社団法人 日本マスターズ水泳協会

--- 目 次 ---

総 則	-----	1
第 1 条	競技会の運営	1
第 2 条	競技役員	2
	1 審判長	2
	2 機械審判	2
	3 出発合図員	3
	4 招集員	3
	5 折返し監察主任	3
	6 折返し監察員	3
	7 泳法審判員	3
	8 計時主任	4
	9 計時員	4
	10 記録主任	4
	11 機械操作員	4
	12 通告員	4
第 3 条	競技の組合せ	4
第 4 条	出 発	5
第 5 条	自由形	6
第 6 条	背泳ぎ	6
第 7 条	平泳ぎ	6
第 8 条	バタフライ	7
第 9 条	メドレー	8
第 10 条	競 技	8
第 11 条	計 時	9
第 12 条	年齢区分	10
第 13 条	記 録	11
第 14 条	水着等	12
第 15 条	抗 議	12
第 16 条	その他	13
付 則		

(一社) 日本マスターズ水泳協会 競泳競技規則

総 則

本規則は、国際水泳連盟（F I N A : Federation Internationale de Natation）マスターズ競泳競技規則（以下「F I N A規則」という）に則り制定したものである。（一社）日本マスターズ水泳協会（J M S A : Japan Masters Swimming Association. 以下「本協会」という）が主催する競技会（公式競技会）と、本協会により公認された競技会（公認競技会）を対象として適用される。

競技会においては、本協会によって認められた自動審判計時装置（以下「全自動装置」という）または自動計時装置（以下「半自動装置」という）を使用しなければならない。

なお、本規則条項文末尾記載の（ ）書きは、本規則制定の根拠としたF I N A規則における条項である。

MSW FINA Masters Swimming Rules (F I N A規則)

第1条 競技会の運営

- 1 競技会の審判長、副審判長、泳法審判員および出発合図員は、(公財)日本水泳連盟の公認競泳審判員によって構成されるものとし、そのうち審判長は、A級またはB級審判員でなければならない。
- 2 本協会または競技会の主管団体から指名された競技会運営委員会または大会総務は、審判長およびその他の競技役員の権限または任務として本規則に規定されている以外の全ての事項について統轄権を持ち、競技会を円滑に運営進行するために、この規則に矛盾しない範囲で指示を与えるものとする。
- 3 競技会を運営・統轄するための競技役員として次の役職と人数をおく。

審判長	2名（副審判長）
機械審判	1名
泳法審判員	4名
出発合図員	2名
折返し監察主任	2名（プール両端に各1名）
折返し監察員	プール両端に2コースにつき各1名
計時主任	1名
計時員	各コース1名
記録主任	1名
機械操作員	1名
招集員	2名
通告員	1名

また必要に応じて、役員数を変更することができる。
- 4 全自動装置を使用できない競技会においては、1名の計時主任と1コースに1名以上の計時員と2名の予備計時員をおかなければならない。

- 5 世界記録に挑戦する競技者は、競技会運営委員会または大会総務に指定された時間までに申請をしなければならない。競技会運営委員会または大会総務は、その競技のコースに3名の計時員をおかなければならない。
- 6 競技会で使用されるプールと競技関連設備は、競技開始前に大会総務によって検査され、承認されなければならない。

第2条 競技役員

1 審判長

- (1) 審判長は全ての競技役員に対して統轄権を持ち、その割り当てを承認し、競技に関係する全ての運営や規則について指示をする。本協会の競泳競技規則（以下「競技規則」という）と決定事項を施行し、実際の競技会運営に関しての問題点について解決する。また、競技規則に定めがない場合も同様に最終決定を下す。
- (2) 競技規則を遵守し、いずれの段階においても競技に介入する権限を持つ。競技に関する抗議について裁定役を果たす。
- (3) 競技役員が競技会運営の各役職に全てについていることを確認する。欠席者、任務の遂行が不可能になった者、不相当と思われる者の交代を命じ、必要に応じて競技役員の補充や交代を命ずることができる。
- (4) レースの開始は、
 - ① ホイッスルを短く連続して吹き、競技の準備をするように指示する。次に、ホイッスルを長く引き延ばして吹き、スタート台上がらせ、スタート台前方に少なくとも一方の足の指を掛けさせる。また、プールデッキからスタートする競技者は、プールデッキ前端に出し、同様に足の指を掛けさせる。水中からスタートする競技者は、プールに入り速やかにスタートの姿勢をとるよう指示をする。
 - ② 背泳ぎの種目（メドレーリレーを含む）においては、ホイッスルを短く連続して吹き、競技の準備をさせる。次にホイッスルを長く引き延ばして吹き、水に入るよう指示し、2回目の長いホイッスルで速やかにスタートの姿勢をとらせる。
 - ③ 競技者と競技役員がスタートの準備ができたなら、片腕を水平に伸ばすことにより、出発合図員にスタートを委ねる。水平に伸ばした片腕は、出発の合図が発せられるまでその状態を保持する。
- (5) 審判長自身が監察したり、他の審判によって報告された違反について失格にすることができる。全ての失格処分決定は、審判長が行う。
- (6) 競技が終了した競技者に対し、退水の指示を行う。

2 機械審判

- (1) 全自動装置・半自動装置の監督を行う。
- (2) コンピュータによる記録結果のチェックに責任を持つ。
- (3) 引継ぎ記録の確認、および引継ぎ違反を審判長に報告する。
- (4) 競技者の棄権、公式様式への記入結果、樹立された全ての新記録を一覧表にする。必要があれば管理する。

3 出発合図員

- (1) 審判長から競技開始の合図を受けてから競技者を公正に出発させるまで、完全に競技者を掌握する。
- (2) 競技者が故意に出発の準備を遅らせたり、スタートの際の不行跡に対して指示に従わなかった場合は、審判長に報告する。但し、そのような行為に対する失格の決定は審判長が行う。
- (3) 審判長の決定を得ることを条件として、出発が公正に行われたか否かを判定する。
- (4) 競技を開始するときはプールのスタート側からおよそ5 m以内に位置し、計時員が出発の信号合図を見て聞くことができ、競技者が完全に信号音を聞くことができるようにする。

4 招集員

- (1) 競技に先立ち、競技者の確認または点呼を行う。
- (2) 競技者の水着等を点検し違反があった場合、点呼の際に競技者が不在の場合は審判長に報告する。

5 折返し監察主任

- (1) 競技中に折返し監察員がその任務を十分に果たしているかを確認する。
- (2) どのような違反でも、折返し監察員から報告を受けたら、直ちに審判長に報告する。

6 折返し監察員

- (1) 各コースのスタート側と折返し側にそれぞれ位置する。
- (2) 泳者が折返しの際、壁へのタッチ前の最後の一かきの始まりから、折返し後の最初の一かきの終了まで、競技規則に従って行っているかを監察する。また、スタート側に位置する監察員は、泳者がスタートから最初の一かきの終了まで競技規則に従っているかを監察する。ゴールに際しては、タッチが競技規則に従っているかを監察する。
- (3) 800m および 1500m の個人競技においては、スタート側折返し監察員が、その担当コースの泳者が完了した回数を記録し、800m 自由形の場合は 400m のとき、1500m 自由形においては 500m および 1000m のときに泳いだ距離を音声で伝える。
- (4) 400m 自由形、800m および 1500m の個人競技においては、スタート側の最終折返し約 5 m 前に泳者が達したときから折返し後 5 m に達するまで、注意を喚起する合図を送る。この合図は、振鈴によって行う。
- (5) リレー競技において、引継ぎが競技規則に従っているかを監察する。リレー引継ぎ判定装置を使用する場合は、その結果は折返し監察員の監察より優先される。
- (6) 競技が終了した泳者に対し、審判長の指示があった場合、退水の指示を行う。
- (7) 泳者の違反を監察した場合は、審判長に報告できるよう、審判用紙に種目・コース・違反の内容等を記入し、署名の上、折返し監察主任に提出する。

7 泳法審判員

- (1) 泳法審判員はプールの両サイドに位置する。
- (2) 泳法その他について、泳者が競技規則に従っているかを監察する。また、折返し監察員を補助するために、折返し動作およびゴールタッチについても監察する。
- (3) 泳者の違反を監察した場合は、審判用紙に種目・コース・違反の内容等を記入し、署名の上、審判長に提出する。

8 計時主任

- (1) 計時員に、その位置と計時するコースを割り当て、それぞれの任務を指示する。
- (2) 全自動装置を使用する競技会においては、1コースにつき1名の計時員を配置する。また、予備の計時員を配置する。
- (3) 半自動装置を使用する競技会においては、1コースにつき1名以上の計時員を配置する。また、計時員の時計が途中で故障する場合を考慮して予備の計時員を2名配置する。時計の故障等があった場合は、予備の計時員との交代を指示する。
- (4) 計時主任は、各組の先頭泳者の時間を記録する。
- (5) 世界記録に挑戦する申請のあった競技者には、その競技のコースに3名の計時員を配置する。

9 計時員

- (1) 第11条に従って、時間を計測する。使用される時計は、本協会または主催団体によって完全に調整されたものとする。
- (2) 出発の合図で時計を始動し、泳者がゴールしたときに時計を止める。
また、計時主任から指示があれば、200m以上の競技における途中の時間を記録する。
- (3) 競技終了後、速やかに計測結果を計時用紙に書き留め、計時主任に提示する。求められたときは時計を提示する。審判長が次の競技を開始するためのホイッスルを短く吹くと同時に時計を戻さなければならない。

10 記録員

- (1) 記録主任は、コンピュータのプリントアウトした結果を確認する責任を持つ。
- (2) 当日組み分け（以下「デッキシーディング」という）を行う場合、出場確認に基づき組合せを作成し、公表する。

11 機械操作員

- (1) 機械操作員は、装置が正常に機能するように管理し、装置が記録した結果を機械審判を経て審判長に報告する。
- (2) リレー引継ぎ判定装置を使用している場合は、その結果を機械審判を経て審判長に報告する。

12 通告員

- (1) 通告員は、放送機器が正常に機能するよう管理の責任を持つ。
- (2) 競技会の運営および競技について、全ての通告を行う。

第3条 競技の組合せ

- 1 デッキシーディングを除き、全ての競泳競技の組分けは、年長の年齢区分から、同年齢区分ではエントリータイム（以下「記録」という）の遅い者（チーム）から事前に行われる。（MSW3.7）競技会の規模により年齢区分に関わらず記録の遅い者から行うこともできるが、事前に公表すること。デッキシーディングの組分けは、リレー種目を除き、年齢区分に関わらず記録の遅い者から行うことができる。
- 2 競技者（チーム）が一人（一チーム）だけで泳ぐことを防ぎ、かつ競技コースを満たすために、年齢区分は組み合わせることができる。（MSW3.1）
- 3 何らかの理由で、申込み記録の不明な者（チーム）は、最も遅い者（チーム）とみなす。

- 4 コース順の決定は、次の方法で行われる。
 - (1) 長水路（50m）プールにおける 50m競技および短水路（25m）プールにおける 25m競技を除き、コースナンバーは、スタート側からプールに向かって右端を第 1 コースとする。ただし、10 コースを使用する場合は、第 0 コースとすることができる。
 - (2) 最もよい記録の者（またはチーム）を奇数コースのプールでは中央のコースに、6 コースのプールでは第 3 コースに、8 コースのプールでは第 4 コースに配置し、2 番目により記録の者（またはチーム）をその左側にし、以下右、左と交互に配置する。
 - (3) 長水路プールにおける 50m種目および短水路プールにおける 25m競技においても上記の方法により決定するが、スタートは折返し側より行ってもよい。
 - (4) 申込み記録が同記録の場合のコースの配置の優先順位は、抽選で決定する。

第 4 条 出 発

- 1 自由形・平泳ぎ・バタフライおよび個人メドレーのスタートは、スタート台・プールデッキおよび水中の何れからでも行える。（MSW3. 2）
 - (1) 審判長の長いホイッスルにより、スタート台からスタートする競技者はスタート台に上がり、スタート台前方に少なくとも一方の足の指を掛ける。プールデッキからスタートする競技者は、プールデッキ前縁に出て、同様に足の指を掛ける。水中からスタートする競技者は、速やかにプールに入り少なくとも片方の手でスターティンググリップを持ち両足をプールの壁に付ける。
 - (2) 出発合図員の「用意」の号令によって、競技者は速やかにスタートの姿勢をとる。その際、スタート台・プールデッキからスタートする競技者の両手の位置に関する制限はない。
 - (3) 全ての競技者が静止したら、出発合図員はスタートの合図をする。
 - (4) スタート台またはプールデッキからスタートする競技者が、審判長の長いホイッスルによりスタート台前方またはプールデッキ前縁に出た時に、誤ってプールへ落ちた競技者は、水中からスタートするものとする。ただし、出発合図員の「用意」の号令の後に落ちた場合は、フォルススタートしたと見なされ、その競技者は失格となる。
- 2 背泳ぎ・メドレーリレーのスタートは水中から行う。
 - (1) 審判長の 1 回目の長いホイッスルによって競技者は速やかにプールに入る。
 - (2) 2 回目の長いホイッスルによって故意に遅らせることなくスタートの位置につく。
 - (3) 全ての競技者がスタートの位置についたとき、出発合図員は「用意」の号令をする。
 - (4) 全ての競技者が静止したら、出発合図員はスタートの合図をする。
- 3 出発合図の前にスタートの動作を起こした競技者は失格となる。失格が宣告される前にスタートの合図が発せられていた場合、競技は続行し、フォルススタートした競技者は競技終了後失格となる。出発合図の前に明らかにフォルススタートしたと見なされる場合は、出発の合図をしないで、その競技者を失格とする。他の競技者については、元

の位置に戻り再出発をする。その場合、審判長は長いホイッスル（背泳ぎの場合は2回目の長いホイッスル）から出発の手順を繰り返す。

第5条 自由形

- 1 自由形はどのような泳ぎ方で泳いでもよい。ただし、メドレーリレーおよび個人メドレーにおける自由形は、バタフライ・平泳ぎ・背泳ぎ以外の泳法でなければならない。
- 2 折返しおよびゴールタッチでは、泳者の身体の一部が壁に触れなければならない。
- 3 スタートおよび折返しの後、身体が完全に水没していてもよい距離 15mを除き、競技中は泳者の身体の一部が水面上に出ているなければならない。壁から 15m地点までに頭は水面上に出ているなければならない。

第6条 背泳ぎ

- 1 出発合図が発せられる前、競技者はスタート台に向き、両手でスターティンググリップを持っていないなければならない。プールのへり、タッチ板の上端および排水溝の縁に足や足の指をかけてはならない。
- 2 折返しの動作中を除き、競技中は常に仰向けの姿勢で泳がなければならない。仰向けの姿勢とは、頭部を除き、肩の回転角度が、水面に対し 90 度未満であることをいう。
- 3 競技中は、泳者の身体の一部が常に水面上に出ているなければならない。折返しの間、およびスタート後、折返し後の壁から 15m以内の距離では、身体は完全に水没していてもよいが、壁から 15mの地点までに、頭は水面上に出ているなければならない。
- 4 折返しを行っている間に泳者の身体の一部が自分のコースの壁に触れなければならない。折返しの動作中は、肩が胸の位置に対して垂直以上に裏返しになってもよく、その後は連続動作として速やかに行う片腕のかきあるいは同時の両腕のかきを折返しの初期動作として使用することができる。壁に手でタッチをして折返す場合は、壁に手がついた後に折返しの動作が開始されるので、壁に身体の一部が触れるまで仰向けの姿勢を維持しなければならない。足が壁から離れたときには、仰向けの姿勢に戻っていないなければならない。
- 5 ゴールタッチの際、泳者は仰向けの姿勢で自分のコースの壁に触れなければならない。

第7条 平泳ぎ

- 1 スタートおよび折返し後の一かき目は、完全に脚のところまで持って行くことができる。その間競技者は水没状態であってもよい。最初の一かきをしている間に、次の平泳ぎのけりにつながるバタフライキックが 1 回許される。
- 2 スタートと折返しの後の最初の一かきの始まりから、身体はうつ伏せでなければならない。いかなる時でも仰向けにはならないが、壁に手がついた後の折返し動作中はうつ伏せ状態でなくてもよい。ただし、足が壁から離れたときは、うつ伏せ状態でなければならない。競技開始から、競技を通して泳ぎのサイクルは、1 回の腕のかきと 1

回の足のけりをこの順序で行う組合わせでなければならない。両腕の動作は、同時に、左右対称に行われなければならない。交互に動かしてはならない。

- 3 両手は一緒に胸より水面、水中または水上から前方へ揃えて伸ばし、水面または水面下をかかぬべからぬ。肘は、折返し前の最後の一かき、折返しの動作中およびゴールにおける最後の一かきを除き、水中に入っていなければならない。両手は、スタートおよび折返しの後の一かきを除き、ヒップラインより後ろに戻してはならない。
- 4 泳ぎの各サイクルの間に頭の一部が水面上に出なければならない。二かき目の両腕が最も幅の広い部分で、かつ両手が内側に向かう前までに、頭の一部が水面上に出なければならない。両脚の動作は、同時に、左右対称でなければならない。交互に動かしてはならない。
- 5 両足は、推進力を得る際は外側に向かわなければならない。交互に動かすことや下方へのバタフライキックは第1項の場合を除いて許されない。足が水面より出ることは、下方へのバタフライキックでない限り許される。
- 6 折返しおよびゴールタッチは、両手が同時にかつ離れた状態で行わなければならない。タッチは水面の上下どちらでもよい。折返しおよびゴールタッチ直前は足のけりにつながら腕のかきだけになってもよい。最後のサイクルの間に頭が水面上に出れば、タッチ前の最後の一かきの後は頭が水没してもよい。

第8条 バタフライ

- 1 スタートおよび折返し後、最初の腕のかき始めから身体はうつ伏せでなければならない。水中でのサイドキックは許される。いかなる時も仰向けになってはならないが、壁に手がついた後の折返し動作中はうつ伏せ状態でなくてもよい。ただし、足が壁から離れたときには、うつ伏せ状態でなければならない。
- 2 競技中、両腕は水面の上を同時に前方へ運び、水中を同時に後方へ運ばなければならない。
- 3 全ての足の上下動作は同時に行われなければならない。両脚・両足は同じ高さになる必要はないが、交互に動かしてはならない。一かきに一回の平泳ぎの足のけりは許される。折返しおよびゴールタッチの直前は、一かきを行わずに一回の平泳ぎの足のけりが許される。また、スタートおよび折返し後の一かき目の前も、一回の平泳ぎの足のけりが許される。(MSW3.9)
- 4 折返しおよびゴールタッチは、水面の上もしくは下で、両手が同時に、かつ離れた状態で行わなければならない。
- 5 泳者はスタートおよび折返し後は、水面に浮き上がるため、水中での数回のキックと一かきが許される。スタートおよび折返しの後、身体は完全に水没していてもよいが、壁から15mの地点までに頭は水面上に出なければならない。また、次の折返しあるいはゴールまでは、1ストロークの動作中に身体の一部が水面上に出ることを条件に身体が完全に水没することは許される。ただし、水面に浮き上がるための水中での一かきおよび一けりを除き、水没した状態で泳法を行うことは認められない。

第9条 メドレー

- 1 個人メドレーでは、競技者は次の順序によって泳がなければならない。
(1) バタフライ (2) 背泳ぎ (3) 平泳ぎ (4) 自由形
それぞれの種目を定められた距離の4分の1ずつ泳がなければならない。
- 2 メドレーリレーでは、各競技者は次の順序によって泳がなければならない。
(1) 背泳ぎ (2) 平泳ぎ (3) バタフライ (4) 自由形
- 3 それぞれの種目はその泳法規則に従って泳ぎ、かつゴールしなければならない。

第10条 競 技

- 1 競技は、全てタイムレース決勝とする。(MSW3.4)
- 2 全ての個人競技は、男女別の種目でなければならない。
- 3 記録が公認されるためには、競技者は、単独で定められた全距離を泳ぎきらなければならない。
- 4 競技者は、競技会の主管団体が公表した招集の要領に従い、出場前に出場の確認または点呼を受けなければならない。また、公表された組・コースで出場しなければならない。
- 5 競技者は、スタートしたコースと同じコースを維持しゴールしなければならない。
- 6 折返しの際は、選手は各泳法の規則に従い、プールの壁に身体の一部を接触させなければならない。折返しは壁で行わなければならない。プールの底を歩いたり、蹴ったりしてはならない。
- 7 自由形競技またはメドレー競技の自由形に限り、プールの底に立つことは失格とならないが歩くことは許されない。
- 8 競技中にコースロープを引っ張ってはならない。
- 9 競技者は、他の競技者が競技中であっても審判長に退水を指示されるまでは、コースにとどまってもよい。(MSW3.5) 退水の際に、他の競技者が競技中であっても審判長の指示があった場合、他のコースを横断することができる。ただし、指示に従わず他の競技者を妨害した場合は、失格となる。また、その他の妨害行為をした場合も失格となる。その違反が故意と認められたとき、審判長はその事実を競技会の主催団体および競技者の所属する団体に報告する。
- 10 競技者の過ちが競技役員によって引き起こされた場合は、その過ちは取り消される。
- 11 競技会運営委員会の決定により、200m、400m、800mおよび1500m自由形は、各々に個別の計時装置を使用できることを条件に、同性に限り2名の競技者を同一コースで競技させることができるが、事前に公表すること。(MSW3.7)
- 12 競技中にその速力・浮力または耐久力を助けるような仕掛け（たとえば、水かきのある手袋、手ひれ、フリッパー、フィン、パワーバンド、粘着性物質等）もしくは水着を使用したり、着用してはならない。ただし、ゴーグルは着用してもよい。審判長の承認が無ければ、身体上のいかなるテープも許されない。
- 13 競技中は、これから競技を行う競技者が審判長の指示（長いホイッスル等）で水に入った場合を除き、レースに参加していない競技者は競技中の全ての競技者が競技を終了

- する以前に水に入った場合、その競技者はその競技会における以後の出場資格を失う。
- 14 リレー競技のチームは、4人の競技者で構成されなければならない。混合リレーは、男女各2名で構成され、その順序について制限はない。(MSW3.6)
 - 15 フリーリレーの泳ぎ方は、いかなるものであっても差し支えないが、第5条自由形第2項および第3項の規則が適用される。
 - 16 リレー競技においては、前の競技者が壁にタッチする前に競技者の足がスタート台を離れた場合は、そのチームは失格となる。第2泳者以降が水中からスタートする場合は、前の競技者が壁にタッチする前に次の競技者の足が壁を離れた場合は、そのチームは失格となる。
 - 17 リレー競技においては、水中からスタートする競技者を除き、正当な順序に従ってスタートする競技者以外は、全てのチームの全ての競技者が競技を終了し、審判長が終了を認める以前に水に入ってはならない。違反した場合は、そのリレーチームは失格となる。第2泳者以降が水中からスタートする場合は、事前に審判長に申し出ること。
 - 18 リレー競技に出場できる競技者は、その競技会に同一チームから個人競技の申込みをしている競技者、または主管団体が公表した競技会の出場登録を完了した競技者に限られる。(MSW4.1)
 - 19 競技者は、各リレー競技に1回だけ出場することができる。
 - 20 リレーチームのオーダーは、競技に先立ち届出なければならない。競技者はその順番に泳がなければならない。交代は、主管団体が公表している条件の中で行うことができる。
 - 21 競技者が他の競技者の違反によって、入選・入賞の機会を失った場合、審判長はその競技者を次以降の組に出場させ、また最終組のときは再レースを命じることができる。
 - 22 ペースメーカーとなる装置の使用や、サイドコーチ等のペースメーカーとなるような行為をすることは許されない。

第11条 計 時

- 1 競技の勝者、順位および記録を決定するために、計時は全自動装置または半自動装置のいずれかによって行う。装置の故障や突発的な事故の場合、バックアップのデジタルストップウォッチ（以下「ストップウォッチ」という）で計測した時間を認める。
- 2 全自動装置および半自動装置とは、本協会が認めた装置をいう。
- 3 全自動装置および半自動装置の操作は、指名された競技役員の監督の下に行われなければならない。
- 4 全自動装置を使用する場合であっても、装置の故障や突発的な事故に備えて、半自動装置あるいはストップウォッチによる計時員を併用した予備配置をする。同様に、半自動装置を使用する場合は、ストップウォッチによる計時員の予備配置をする。
- 5 全自動装置が作動しなかった場合は、半自動装置または計時員が計測した時間が採用される。
半自動装置が作動しなかった場合は、計時員がストップウォッチによって計測した時間が採用される。
- 6 半自動装置は、各コースの計時員によって、競技者がゴールした時に止められる。
- 7 全自動装置によって計測された時間は、半自動装置およびストップウォッチによる手動計時で計測された時間より優先される。

- 8 使用される全自動装置、半自動装置ならびにストップウォッチは、いずれも本協会または主催団体によって完全に調整されたものでなければならない。
- 9 全自動装置の時間については、1/100 秒までで決定する。1/1000 秒の位まで計測可能な場合であっても、1/1000 秒の位は切り捨てる。公式結果や電光掲示板の表示は 1/100 秒まででなくてはならない。
- 10 公式時間は、以下により決定される。
 - (1) 全自動装置が計測した時間が公式時間となる。
 - (2) 全自動装置を使用できない場合、および使用していても計測できなかった場合は、半自動装置またはストップウォッチの計測による時間が公式時間となる。
半自動装置ならびにストップウォッチは、全て時計と見なされ、その計測した時間は手動計時となる。手動計時は 1/100 秒まで記録されなければならない。
 - (3) 世界記録に挑戦する競技者のバックアップとして 3 台のストップウォッチで計測した場合の公式時間
 - ① 3 台の時計のうち 2 台が同じで、他の 1 台が異なる時間を計測した場合、2 台の合致した時間を公式時間とする。
 - ② 3 台の時計がそれぞれ異なる時間を計測した場合、中間の時間を計測した時計の時間を公式時間とする。
 - ③ 3 台のうち、2 台だけが時間を計測した場合、その 2 台の平均時間を公式時間とする。
- 11 競技者の順位は、公式時間を比較して決定される。
公式時間が同じ場合は、その記録で泳いだ競技者全員が同順位となる。

第 12 条 年齢区分

- 1 競技会の個人競技は、競技者の暦年齢により次の年齢区分によって行われる。
18 才～24 才・25 才～29 才・30 才～34 才・35 才～39 才
40 才～44 才・45 才～49 才・50 才～54 才・55 才～59 才
60 才～64 才・65 才～69 才・70 才～74 才・75 才～79 才
80 才～84 才・85 才～89 才・90 才～94 才・95 才～99 才
以降同様に 5 才ごと
- 2 競技会のリレー競技は、競技者 4 名の暦年齢の合計により次の年齢区分によって行われる。
119 才以下・120 才～159 才・160 才～199 才・200 才～239 才
240 才～279 才・280 才～319 才・320 才～359 才・360 才～399 才
以降同様に 40 才ごと
- 3 暦年齢は、競技会開催年の 1 月 31 日現在の年齢とする。(MGR4)
- 4 競技会を第 1 項および第 2 項の一部の年齢区分で行う場合は、当初計画において協会の承認を取らなければならない。

第13条 記 録

1 公認される記録(長水路・短水路)は、公式競技会および公認競技会の記録であって、次の規定に該当するものでなければならない。

2 公認される記録は、男女共、次の種目・距離に限られる。

(1) 長水路

自由形	50m	100m	200m	400m	800m	1500m
背泳ぎ	50m	100m	200m			
平泳ぎ	50m	100m	200m			
バタフライ	50m	100m	200m			
個人メドレー	200m	400m				
フリーリレー	4×50m	4×100m	4×200m			
メドレーリレー	4×50m	4×100m				
混合フリーリレー	4×50m	4×100m	4×200m			
混合メドレーリレー	4×50m	4×100m				

(2) 短水路

自由形	25m	50m	100m	200m	400m	800m	1500m
背泳ぎ	25m	50m	100m	200m			
平泳ぎ	25m	50m	100m	200m			
バタフライ	25m	50m	100m	200m			
個人メドレー	100m	200m	400m				
フリーリレー	4×25m	4×50m	4×100m	4×200m			
メドレーリレー	4×25m	4×50m	4×100m				
混合フリーリレー	4×25m	4×50m	4×100m	4×200m			
混合メドレーリレー	4×25m	4×50m	4×100m				

3 記録は、審判長により、正式に発表されたものでなければならない。

4 競技者が競技会で失格となった場合は、その旨を公式記録に記録し失格理由を公表しなければならない。(MSW3.10) 時間は記録してはならない。

5 主催団体は、所定の方法により、競技会終了後3週間以内に本協会に報告しなければならない。国外における記録については、その競技会の統轄団体が証明する報告書をもってこれに代えることができる。

6 新記録の公認は、以下により行われる。

(1) 日本記録(長水路・短水路)は、本協会登録競技者が樹立した公認の最高記録であって、毎年1月1日現在をもって発表する。

① 現行の日本記録をしのいでいる記録は、日本新記録とする。

② 日本新記録または同記録が樹立された時は、競技会記録と同時にマスターズ水泳日本記録報告書(様式⑤)を本協会に提出する。

③ 国外における記録については、その競技会の統轄団体が証明する報告書をもってこれに代える。

④ 日本新記録または同記録を樹立した競技者に対しては、「日本新記録樹立証」を贈って永くその榮譽を讃える。リレーチームの競技者に対しては各人に1枚贈る。

- (2) 本協会に送付された記録報告書およびマスターズ水泳日本記録報告書は、理事会の審査・承認を経てこれを発表する。
同一年度に日本新記録または同記録を樹立した競技者で、各種目・距離・年齢区分別で最高の記録の競技者に対して「日本記録証」を贈って永くその栄誉を讃える。リレーチームの競技者に対しては各人に1枚贈る。
- (3) 現行の世界記録をしのぐ記録または同記録が樹立された時は、本協会からFINA宛に報告できるよう、次のことを確認し手続きを取らなければならない。
- ① (公財)日本水泳連盟のプール公認規則に基づき公認されたプール(以下「公認プール」という)で樹立された記録でなければ、世界記録として認められない。
 - ② 25m種目の各泳法およびリレー競技の4×25m種目は、世界記録として認められない。
 - ③ 24才以下の記録は、世界記録として認められない。また、リレーチームのメンバーに24才以下の競技者が入った場合は、世界記録の対象とはならない。
 - ④ 現行の世界記録をしのぐ記録または同記録が樹立された時は、競技会終了後7日以内にマスターズ世界記録突破報告(様式⑥)に必要書類を添付して本協会に提出する。
 - ⑤ 世界記録をしのぐ記録を樹立した競技者に対しては、「世界記録突破証」を贈って永くその栄誉を讃える。リレーチームの競技者に対しては、各人に1枚贈る。
- 7 世界記録・日本記録は、FINAが承認した水着を着用した競技者のみが樹立できる。
- 8 全ての記録は、競技会の個別の競技で成立したものでなければならない。

第14条 水着等

- 1 競技会で着用できる水着等は、競技会開催日に本協会が公表している水着規定に準じる。
- 2 水着、キャップ、ゴーグルは見苦しくないものでなければならない。また、人に不快感を与えるようなものをつけてはならない。
- 3 水着は透けていてはならない。キャップを2枚かぶることは許される。
- 4 審判長は、規則に反している水着等を着用した選手を参加させない権限を持つ。

第15条 抗議

- 1 競技中に発生した事柄に関する抗議は、発生後30分以内にそのチームの責任者(リーダー)が、文書で審判長に提出する。また、競技開始前にわかった事柄については、その競技の出発合図の前に審判長に申し出る。
- 2 抗議は、その競技会を主催する本協会または主催団体から任命された大会総務によって検討され、裁定される。

第16条 その他

- 1 本協会または主催団体による公式競技会ならびに公認競技会は、次の要件を備えなければならない。
 - (1) 公認番号、開催日程、場所、競技の内容、参加資格、参加料、表彰内容等の要項は、競技会初日の1ヶ月前までに公表されていなければならない。
 - (2) 本協会の特別の承認がない限り、競技会申込み日までに本協会の個人登録が完了した競技者に限られていなければならない。
競技者はチームの登録者で、国および地域等を代表することは認められない。
(MGR3)
 - (3) 競技施設は、(公財)日本水泳連盟の公認プールでなければならない。ただし、当分の間、暫定の処置として公認プールの認定を得ていないプールであっても本協会の承認によって公認競技会を行うことができる。
 - (4) プールのコンディションは、競技会の期間を通じて次の条件を満たしていなければならない。
 - ① プールの水は淡水であり、かつ、競技中は静水であること。
 - ② 水温は、27～29℃を基準としていること。
 - ③ 水位は、満水の状態で一定の高さが保たれていること。
 - ④ 互いに隣接するコースを仕切るコースロープは、1本でその直径は5 cm以上15 cm以下であること。
コースロープは、壁の両端に接続具によって固定され、水面上にたるむことなく張られていること。
 - ⑤ 15mマークならびに50mプールにおいて25mを示すマークは、隣接するフロートと異なる色にすること。
背泳ぎ用5mフラッグが設置されていること。
- 2 競技会において使用する施設、設備、機器類は、本協会によって認められたものでなければならない。また、認められたもののうち、最高の機能を有するものを使用するよう努めなければならない。

〔付則〕

本規則は2014年4月1日以降開催される
マスターズ水泳競技会に適用される。

マスターズ水泳競技規則

2014年4月1日 発行 改訂版

(一社) 日本マスターズ水泳協会 競技委員会

〒101-0061 東京都千代田区三崎町3-2-8 グランバレー三崎町7階
電話 03-3512-8221

